

公益財団法人奈良県市町村振興協会 資金貸付利率の決定方法

公益財団法人奈良県市町村振興協会（以下「当協会」という。）資金貸付規程第6条第1項に規定する理事長が定める貸付利率は、次の各号に定めるところにより決定するものとする。（一般財団法人全国市町村振興協会の利率決定方法に準ずる。）

1 短期貸付（同一会計年度内）

短期貸付の貸付利率は、災害救助法（昭和22年法律第118号）（以下「災害救助法」という。）の適用を受けた市町村に対する貸付以外は2%とする。ただし、災害救助法の適用を受けた市町村に対する貸付（当協会の当該年度の事業計画に定める貸付計画額の範囲で、1市町村ごとに1億円を上限とする。）は無利子とする。

財政融資資金の貸付金利(満期一括償還・5年以内)が年2.3%以上の場合

当協会貸付利率＝年2%

財政融資資金の貸付金利が年0.7%以上2.3%未満の場合

当協会貸付利率＝財政融資資金の貸付金利－0.3%

財政融資資金の貸付金利(満期一括償還・5年以内)が年0.4%以上0.7%未満の場合

当協会貸付利率＝年0.3%

財政融資資金の貸付金利(満期一括償還・5年以内)が年0.3%以下の場合

当協会貸付利率＝財政融資資金と同率（下限0.10%）

2 長期貸付

長期貸付の貸付利率は年3%とする。ただし、当分の間、当協会が基準とする財政融資資金の貸付金利が年0.7%以上3.3%未満の場合には、当該貸付金利から0.3%を減じた率、当該貸付金利が年0.4%以上0.7%未満の場合には、年0.3%とし、当該貸付金利が年0.3%以下の場合には、当該貸付金利と同率とする。なお、同資金の貸付金利が次の貸付期間別に定める貸付利率別に定める貸付利率未満の場合には、上記の規定にかかわらず、当該貸付利率とする。

財政融資資金の貸付金利が年3.3%以上の場合

当協会貸付利率＝年3%

財政融資資金の貸付金利が年0.7%以上3.3%未満の場合

当協会貸付利率＝財政融資資金の貸付金利－0.3%

財政融資資金の貸付金利が年0.4%以上0.7%未満の場合

当協会貸付利率＝年0.3%

財政融資資金の貸付金利が年0.3%以下の場合

当協会貸付利率＝財政融資資金と同率
（下限は別表1のとおり）

別表1

貸付期間	貸付利率
5年	年0.10%
12年	年0.11%
15年	年0.14%

附 則

この貸付利率の決定方法は、平成29年3月25日から適用する。

附 則

この貸付利率の決定方法は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この貸付利率の決定方法は、令和5年4月1日から適用する。